

脱原発・放射能汚染を考える

関電の「電気料金値下げ」は「詐欺商法」だ！ 日立製作所と中電は「島根3号機」の新設稼働を止めろ

関電は4基の原発の再稼働を実現し、電気料金の引き下げを発表した。そしてむつ市の中間貯蔵施設への出資を準備している。中電と日立製作所は島根3号機の新設・稼働を承認させようとしている。四電は伊方原発に中間貯蔵施設を増設することを申請した。世界では、原発を終息させ再生エネへの移行が進められているのに全く逆行している。

原発の電気が安いのはランニングコストだけ

関電は大飯原発3・4号機が稼働したとして、7月から電気料金を平均 5・36%値下げする。(家庭用が 4.03、企業向けが 5.94) 原発に反対する市民に、最初は停電で脅し、値上げで脅したが、市民は関電以外へ流出した。

今回の値下げで、需要者を取り戻す気であるが、市民は原発を稼働してできる使用済燃料の費用、事故対策費、もし事故が起きた時の費用が隠されていることを知っている。関電のこうした詐欺商法は許されない。

中電島根3号機の新設は認められない！

島根原発は、唯一の県庁所在地に立地する原子力発電所である。1号機は廃炉処理中、2号機は約30年の老朽炉で停止中である。3号機は建設が中断されていた。

中電は、規制委に3号機の安全審査を申請するための事前了解として、5月22日、松江市と島根県に書類を提出した。この島根原発は日立製である。経団連の中西会長は日立出身で安倍首相の「お友達」、中西氏はエネルギー基本計画の会合で、原発の新規・増設を主張し、政府が協力すべきと主張した。原発の新増設の突破口としての島根3号機の稼働は、絶対許すことは出来ない。

「エネルギー基本計画」パブコメ 原発の増・新設を狙う計画を許すな

経産省は5月16日に「エネルギー基本計画」公表し、6月17日までの「意見募集」(パブコメ)が行われている。

「再生エネを主力電源として大量導入」といながら、発電割合は 22~24%に抑えている。原発の新増設は明記していないが、重要なベースロード電源として、発電比率 20~22%である。この数字は再稼働だけでは不可能であり、実は新増設が前提の数字である。

見過ごせないのは、すでに破綻した「核燃料サイクル政策の推進・高速炉の研究開発」を掲げていることである。これは原発に滞留する「使用済核燃料」を資産とすることで電力会社に利益をもたらすのと、日本の核武装につながるプルトニウムの再処理技術獲得の2つの面がある。ぜひとも基本計画に反対の「意見」を送ろう。

- ① e-Gov で NET 経由 Net のパブリックコメント意見提出
- ② FAX: 03-3501-2305 に意見提出様式で
- ③ 郵送: 意見提出様式に名前と意見を記入して送付
宛先: 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1 (〒100-8931)
資源エネルギー庁長官官房総務課パブコメ受付

関電の「中間貯蔵施設」建設のための白浜・青森そして全国での策動を糾弾！！

関電は原発再稼働の条件として、「使用済み燃料の中間貯蔵施設」を県外に2018年中に立地することを福井県知事に約束した。

以後、関電は青森県に建設中の中間貯蔵施設への出資を拒絶され、日本海沿岸の諸都市にも拒否され、和歌山県白浜町への中間貯蔵施設の建設をもくろんだ。白浜町の旧日置川地区は以前、原発建設を中止させた地であり、住民は白浜町長に反対と拒否を要求している。

関電、青森中間貯蔵施設に出資

6月2日の「秋田魁新報」に、関電が青森市むつ市にある「使用済核燃料の中間貯蔵施設」に出資する方向で調整しているとの報道があっ



永久のゴミ捨て場、原発廃案のための使用済核燃料の中間貯蔵施設に反対しよう
和歌山県白浜町への立地を止めよう



避難計画を案する関西
A4版4頁頒価: 1部 20円
美浜の会に連絡して入手可
mihama@jca.apc.

た。同施設は東京電力と日本原電が共同出資して設立し、2社の使用済燃料を保管する予定であった。

5月30日には、関電は青森市に、マンションの管理会社の電気の使用関連の事務拠点を年内に開設するとした。そして地元中心に雇用を拡大するとした。また6月には料金収納支援の「青森ビルディングサポートセンター」を設置する。関電と同時に出資が噂される中部電力も、「地域振興に貢献したい」として青森に事務拠点を設けている。

地方のほっぺたを札束で叩いて、核のゴミ処理場を押し付ける関電の傲慢な態度は許すことはできない。

「中間貯蔵」と言っても、永久のゴミ捨て場にされることは明らかである。今回は反対したむつ市長は再選された途端に沈黙の姿勢に変わっている。むつ市が全国の核のゴミ捨て場になることに反対して阻止しよう。



むつ市の中間貯蔵施設

伊方原発3号機差し止めの延長を申立 (5/19) 朝日
昨年12月に広島高裁が、3号機について、阿蘇山が過去最大級の噴火をした場合、火砕流の影響を受けるとして、運転を差し止めた。ただし、広島地裁で本訴が継続中なので、本訴判決までとして、差し止め期限を今年の9月30日までとした。広島市民が、本訴の判決まで数年かかるとして、仮処分の期限を延長することを求める仮処分を広島地裁に提訴した。

四国で太陽光発電が供給の8割に (5/28) 日経産
四国電力は、電力需要が少ない5月の大型連休中に一時、太陽光発電による供給力が需要の8割に達したと発表した。昨年を上回り、過去最高となった。連休で企業の使用量が少なく、冷暖房需要が少なかったことによるとしている。四国内では太陽光発電は急速に拡大し、四国での導入量は229万kWとなっている。5日の出力は177万kWで、残余は揚水発電所の運転等で需給を調整した。

東電に賠償資金98億円を追加交付 (5/28) 日経産
東電ホールディングスは24日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から98億円の追加交付を受けた。今回が76回目の資金交付となり、累計額は8兆666億円となる。原子力損害賠償法に基づく1889億円とあわせて、8兆2555億円が国庫から交付された。資金は避難住民の住居費と風評被害の賠償に。

規制委が東電にトリチウム排出を (5/31) 日経
原子力規制委は30日、東電の小早川社長との会合で、福島第1原発の汚染水を「浄化」した後の「トリチウム汚染水」の処分について、東電が「政府の有識者会議の結論を待つ」としていることを批判した。更田委員長は「東電がなぜ判断を国に委ねるのか、今後もっと扱いが難しいものが生じる」と、自主判断して早期排出を迫った。

東芝、米国での原発新設から撤退 (6/1) 朝日
東芝は、米テキサスでの原発の新設をやめると発表した。子会社のWHの経営破たん、着工を見合わせていた原発2基の建設を中止する。東芝は英国でも原発3基の建設計画を進めていたが、子会社を韓国電力公社に売却する。今後は、新設に較べリスクの少ない原発のタービンなどの部品の輸出に限定していく方向である。

仏高速炉計画を縮小し、建設可否は2024年 (6/2)
日本は核燃料サイクル政策を維持するために、仏の高速炉「アストリッド」計画を共同開発しているが、仏原子力庁は、「高速炉は経済性に劣り、現状のウラン市場では実用化に緊急性はない」として、規模を大幅に縮小し10~20万kWとし、建設の可否は2024年に判断するとした。また1兆円近い建設費も日仏で折半するよう打診した。仏も福島事故後は、原発依存を減らし、再生エネに力を入れており、高速炉の採算性を疑問視する声が強まっている。政府は無駄な投資は止め、核サイクルを中止すべきだ。

報告 国際機関を巻き込んだ東電福島原発事故後の小児甲状腺がん隠し

「子どものいのちを守る西日本集会 (5/20) での山内知也さんの報告から

5月20日、神戸学生青年センターで、「子ども被ばく裁判」を支える会・西日本総会が開催された。250名の会員と支援者たちで会場は埋まり、福島事故から7年が経過した中、「子どもたちを被ばくから守る」固い決意に満たされた。午後からは、田辺保雄弁護士の裁判報告と山内知也神戸大教授の講演「国際機関を巻き込んだ東電福島原発事故後の小児甲状腺がん隠し」があった。最後は、各地で裁判を闘っている原告さんたちの発言が続いた。親子での報告も多く、厳しい状況の中でも明るい表情で決意を述べておられたのが印象的であった。

講演「国際機関を巻き込んだ東電福島原発事故後の小児甲状腺がん隠し」

政府は国際機関 UNSCEAR(原子放射線の影響に関する委員会)の報告を利用して、「被ばくと小児がん発生の関係性」を否定する宣伝をしているが、それは疫学の科学的方法論を無視した暴論であることを話された。

[数を読む]

福島県での小児甲状腺がん検診の受診者数と経過年数を考慮すると、患者数は継続的に増えている。もしスクリーニング効果だとすれば、1順目だけのはずが、2順、3順と増加している。原因は東電福島事故である。統計的に考えて100万人に43人以上の発生率は「これは多い」

[疫学の基礎]

津田論文は内部評価(福島県内の暴露の高・低地域)と外部比較(福島県内と県外の自然放射能だけ)の両方を行っている。そして有病割合(患者数の人口比)と発生率(ある期間に発生する有病者)によって、過剰診断か否かを判断できる。福島診断には過剰診断の影響はない。

[チェルノブイリの経験]

チェルノブイリでも「進展しない『オカルト』乳頭甲状腺ガン」との論理で、福島と同様の過剰診断説が流布された。しかし実際には甲状腺外浸潤(42%)、リンパ節転移(60%)で進展した。福島はそれより高い確率である。

事故から6年後に、チェルノブイリの被災地の専門家が小児甲状腺がんの増加を指摘した。そして日本では津田敏秀(岡山大)が小児甲状腺がんの増加(発症率で30~50倍)を疫学的に実証した。それに対して被災地の専門家たちは、小児甲状腺ガンの増加を否定した。

[国際環境疫学学会ISSEから日本政府への書簡]

国際環境疫学学会は、甲状腺ガンのリスク増大に憂慮を表明し、日本政府に対し、対策構築を要請した。

[UNSCEARの2016年白書]

ところが、国連のUNSCEARの白書は、津田論文に反論し甲状腺ガンの発生の危険を否定した。これは日本学術会議にも影響を与えており、現地福島では甲状腺検査の縮小や、住民の避難の権利への侵害が続いている。

紹介 『福島・新たな被曝安全神話』

写真雑誌「DAYS JAPAN」から「『福島・新たな被曝安全神話』～放射能を気にしなければ幸せになれるのか～」が6月20日に発売される。事故から7年。いま福島では、「風評被害」「不安をあおる」「福島を差別するな」という言葉のもと、甲状腺検査の縮小、自主避難の人々の切捨て、住民の分断が進む。私たちは何を守るべきか。

第1章:母と子のチェルノブイリ

第2章:小出裕章さん特別報告

「福島、原発安全神話から被曝安全神話へ」

第3章:福島差別と風評被害の本当の姿

- 復興と差別
吉田千亜、青木美希
- 放射能測定からわかること
阿部浩美、鈴木 薫
- 甲状腺がんという「不都合な真実」
白石 章、崎山比早子、和田 真
- 安全論者からの攻撃をはね返す
明石昇二郎、東原晃一郎、山田耕作、水野龍逸
- 終わりに「繰り返される安全宣言」 広瀬隆一

★6月20日までに先行予約すると、1700円(送料込み)

原発なくす蔵 (http://npg.boj.jp/)

から嬉しい連絡がありました。

脱原発界のWikipediaとも言われる「原発なくす蔵」に、「脱原発北摂の会」通信が、新コーナーで掲載となりました。以下はその紹介と解説文です。感謝!感謝!

同通信は、2011年 から1ヶ月に2回、定期的に発行されています。写真・グラフもありますが、文字がびっしり詰まっているのが特徴です。発行者のNさんが、関西での集会・デモ、講演会に参加されての思いとともに、丹念に色々な新聞をお読みになって集めた記事・情報、ときにはご友人からの投稿など、総てのコーナーに“一杯の思い”が詰まった通信になっています。関西電力関連の出来事・集会再生可能エネルギーの動向、さらには、教育問題、戦争・戦争犯罪への怒り等々、紙面からNさんの思いがじわっと伝わってきます。

!! 頑張ります !!



「よい日本人」たちの戦争 日中戦争から現在へ

7月7日早川氏講演会(日比谷図書文化館)と国会前集会

日中戦争81年の7月7日に国会正門前で「不戦の誓い」集会が開かれる。集会に先立って早川タダノ氏の講演会が行われる。

満州事変後の「日本スゴイ」=日本主義の大洪水。当時の「日本人の自画像」と現在の「日本スゴイ」コンテンツの親和性を中心に。

最近テレビと書店に溢れる「日本スゴイ」論についての3つの本を紹介する。ぜひ購読を。

「日本スゴイのディストピア」 早川タダノ

「神国日本のトンデモ決戦生活」(ちくま文庫)「愛国の技法-神国日本の愛のかたち」につぐ著作「日本スゴイのディストピア」である。

テレビや雑誌でやたらに目に付く「日本スゴイ」の大合唱。「八紘一宇」や「日本の誇り」を煽る政治家まで登場している。実は1931年の満州事変後にも、日本国内では愛国本、

日本主義礼賛本の大洪水が起っていた。「日本人の礼儀正しさ」や「勤勉さ」等をキーワードとして、戦時下の言説に、「日本スゴイ」という自民族の優越性を称揚するイデオロギーのルーツをたどる。



「プロパガンダの文学」 五味淵典嗣

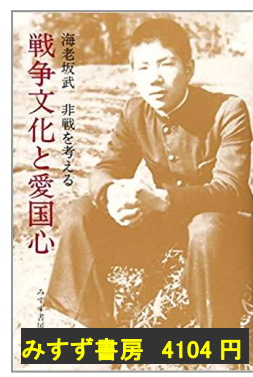
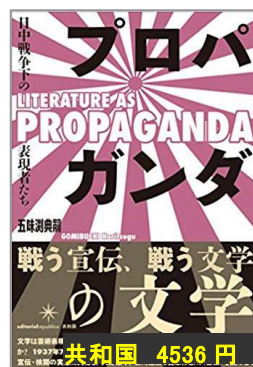
文学は芸術表現なのか、それとも軍・官の情報宣伝・拡散するツールに過ぎないのか? 1937年7月に勃発した日中戦争下の様々な資料を駆使して、軍による報道・宣伝・検閲の実態に肉薄し、火野葦平や石川達三ら従軍作家を読み解く。

「国策紙芝居からみる日本の戦争」 安田常雄

戦時中、子供向けに作成された戦意高揚のための「国策紙芝居」。そこでは敵国の指導者や兵士を鬼や虫に描き、日本の正当性を子どもたちに知らしめようとした。国策紙芝居は、当時1000種ほど作られたというのが全体像は不明である。本企画は、戦争教育や戦意発揚に役割を果たしたものを紹介し、国策紙芝居が当時果たした役割を分析している。

「戦争文化と愛国心」 海老坂武

第二次大戦中は少国民として育ち、戦後は非戦の思想に傾倒した仏文学者による「証言」。清水幾太郎や丸山真男が著した「愛国心」や「ナショナリズム」論は知識人が国家とは何かという問いと格闘した軌跡であり、小田実や鶴見俊輔の非戦や異議申し立ての思想は、著者自らが参加したベトナム反戦運動の中で鍛えられたものであった。



AI 特集① EUデータ規制 (GDPR) とフェイスブック流出事件

ビッグデータという名の個人情報の利用が話題となっている。空港に行けば、街頭カメラが顔認証でテロリストでないか、犯罪者でないかをチェックしているらしい。AIはいまどうなっているかを、EUの「データ保護規則」と合わせて4回の特集としたい。①EUデータ規制とフェイスブック流出事件、②AI入社試験と顔認証、③通信機器をめぐる米中戦争、④AIが奪う職場。

フェイスブック個人情報流出事件

フェイスブックの個人情報流出事件とは、英国ケンブリッジ大の教授が開発した「性格診断クイズ」をダウンロードした約27万人のユーザーとその友達である約8700万人分の個人情報を入手し、それを教授はCA(英国情報分析会社)に提供したと思われる。データの大半は米国のフェイスブックユーザーで、情報は米大統領選挙でトランプ陣営に渡った可能性が強い。

フェイスブックでの「いいね！」のクリックを利用し、本人だけでなく友人関係の情報を追跡することで個人情報を解析する。性別は93%、白人・黒人の区別が95%、民主党・共和党が85%、宗教が82%、それ以外に年齢や教育レベル、性格も推定できるという。

フェイスブックのザッカーバーグCEOは4月10日に米上院で証言し、「サイトの悪用を防げず迷惑をかけた」と謝罪した。そして5月14日には同様の機能を持つ約200のアプリの利用を一時停止したと発表した。しかし同様の個人情報の解析と利用は、グーグルでもアマゾンでも各種販売ツールでも、それが日常である。

欧州連合の個人情報保護ルール

欧州連合(EU)は25日、個人情報保護の新ルール「一般データ保護規則(GDPR)」を施行した。規則は日本の「個人情報保護法」より厳しい規制を行なっている。

ここで対象とされる情報は、名前と住所、メールアドレス、IPアドレス、ネット閲覧情報、位置情報、顔画像、指紋認証、DNA遺伝情報などである。個人情報保護の内容は右の表。

個人データを本人が参照し、削除するプライバシー権を規定している。例えばGoogleを利用して、退会時に、「個人情報を全て削除する」ことを要求できる。保管場所が他の事業部門やグループ他社に移っていても削除が必要である。またこれらの個人情報はEU以外への持ち出しは原則不可であり、持ち出せるのは、十分に体制が整っている国だけである。日本はこの認定を受けていない。

データ保護の体制が求められ、もし情報流出が起きると72時間以内に報告が必要である。そしてこの規定に違反した場合は、約12億円か、売上高の2%の高いほうが制裁金。

この影響でロスアンゼルス・タイムスやシカゴ・トリビューンなどが欧州で読めなくなっている。

用語解説 Artificial intelligence[AI]

人工知能とは、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムをいう。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどのことをいう。

本人の同意の取得 個人データを収集する利用目的などを十分に伝えた上で本人の同意を得る
本人の権利の保護 企業保有の個人データを本人が参照・削除できるようにする
データ保護の仕組みの設計 個人データを守るための技術的・組織的な仕組みを初めに設計する
監督当局への通知体制の整備 情報漏洩時などに72時間以内で監督当局に報告する
データ保護への影響評価 個人の権利に及ぼすリスクが高いとき、その影響を評価する
データ保護責任者(DPO)の選定 規則を守っているかどうかの監視役を選定する
EU域外へのデータ移転の制限 EU域外に個人データを移転することを原則禁止する
違反時の高額な制裁金 違反の悪質さに応じ、最高で売上高の4%または2千万ユーロの制裁金を科す

7/13 中国人強制連行国賠訴訟最終弁論

7月13日に第14回＝最終弁論が大阪地裁202大法院で開かれる。いつ実質審議なしで打ち切りとなるかの緊張の中で積重ねられた審理は、昨年11月の李鉄垂さんの原告尋問、今回の張忠傑さん、韓建国さんの2人の最終陳述が認められ、実質審理を勝ち取ってきた。

裁判所での事実整理は進んでいる。その事実を認定させ、正しい評価を要求して勝訴を勝ち取ろう。

今回の最終弁論では、最終陳述と「最終準備書面」が提出される。法廷を満員の傍聴者で埋め尽くし、最後まで、悔いのない闘いを展開して行こう。

第14回口頭弁論(日時:7月13日(金)10:00)



戦争法違憲訴訟口頭弁論は6月27日

6月27日の第7回口頭弁論には、「損害賠償に関する原告の陳述書」が提出される。原告50人以上の『平和的生存権』への侵害が具体的事実として、損害賠償請求が提出される。また前田哲男さんの戦争法が違憲であることを立証した意見書が提出される。

前回の第6回口頭弁論では、高作正博さんの意見書「安保法制の違憲性と立法行為の違法性」が提出された。従来の、「平和的生存権は『反射的利益(法律で保護されていない)』である」として、権利の侵害とされてこなかったという判断に対して、「権利の侵害と損害の間には相関があること」を主張し、明確で具体的な損害については権利の侵害として判断されるべきであることを主張した。大法廷を原告と傍聴者で埋め尽くそう。

日時:6月27日(水)11:00～ 場所:202大法院